

## 任意継続被保険者資格取得に関する同意書

任意継続被保険者資格を申請するにあたり、下記の通り、同意します。

令和 年 月 日

被保険者氏名	_____	
連絡先 (自宅)	—	—
(携帯)	—	—
アドレス	_____ @ _____	

### 記

アドバンテスト健保組合では、任意継続被保険者の方の保険料受取及び給付金の支払を、ゆうちょ銀行にて一括管理運営しています。つきましては、下記事項を確認の上、ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合は、ゆうちょ銀行にて口座を開設する等のお手続きをしてください。

1. あなた(被保険者)のゆうちょ銀行の口座を記入してください。

通帳記号									
通帳番号									
口座名	被保険者本人名義								

2. 保険料納付方法

- ① 第1回目の保険料納付について  
アドバンテスト健保組合から専用の払込用紙を送付しますので、ゆうちょ銀行にて納付ください。  
郵便払込手数料/回 3万円未満120円(ATM80円)、3万円以上330円(ATM290円)
- ② 2回目以降の保険料納付について  
資格喪失されるまで、毎月10日に自動引落としになります。  
自動引落とし手数料/1回10円

- \* この同意書に「自動払込利用申込書」を添付して、健保組合へ提出ください。  
(×ゆうちょ銀行へ持込不可)
- \* 保険料が納期限までに納付されない場合、資格が無くなります。

3. 資格喪失について

認められる喪失要件(下記参照)以外でのご本人からの要望による資格喪失はできませんので、ご注意ください。

- \* 資格を喪失されるときは、速やかに健保組合へご連絡ください。  
(「認められる喪失要件」以外の理由の場合、および就職が決定した旨の連絡を速やかにしていただけなかった場合は保険料を返納できません。)
- なお、資格喪失日以後、保険証を使用された場合、診療費を後日請求させていただきます。

(認められる喪失要件)

- ①任意継続被保険者の期間(2年間)が満了したとき
- ②被保険者が死亡したとき
- ③保険料を納付期限までに納入しないとき
- ④健康保険・船員保険の被保険者となったとき

4. 給付金受取について

あなた(被保険者)から保険料を払い込んでいただくアドバンテスト健保組合のゆうちょ銀行振替口座から、給付金受取該当の方のゆうちょ銀行口座(上記お届け口座)に振込みます。

以上